

児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ＜令和 8 年度分＞

児童扶養手当受給者が「5 年を経過する等の要件（※）」に該当する場合、手当の 2 分の 1 の額が支給停止（減額）となります。この支給停止（減額）は、毎年 の 現況届 の提出時に適用除外（免除）の届出をすることで、その年度（1 1 月 1 日から翌年 1 0 月 3 1 日）の減額が免除されます。

6 月 1 日から 8 月 3 1 日までのいずれかの時において、下記の 1～5 の事由に該当する場合は、手当の減額を免除するため、同封の一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）及び関係書類を、7 月末に郵送する令和 8 年度の現況届と一緒に提出してください。

この届出をしないと、一部支給停止措置により手当の 2 分の 1 が支給停止となります。

また、届出に不備や不明な点があると、一部支給停止措置が免除とならない場合があります。

※「5 年を経過する等の要件」に該当する場合とは、手当を受給してから 5 年またはひとり親家庭になってから 7 年（ただし 3 歳未満の児童を監護していた場合は 3 歳になった翌月から 5 年）を経過した場合をいい、児童扶養手当法第 1 3 条の 3 の規定により手当の一部が支給停止となります。

一部支給停止措置適用除外事由

- 1 就業している。
- 2 求職活動等をしている、職業訓練校等に通っている。
- 3 身体上又は精神上的の障害があるため、就労することができない。
- 4 負傷又は疾病等により就業することができない。
- 5 あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態にあり、あなたが介護する必要があるため、就労することができない。

提出書類

（1）児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）

（2）関係書類

※別紙「一部支給停止適用除外事由届出書の記入と必要書類について」を
ご覧いただき、該当する必要書類を提出してください。

適用除外事由届出書

提出期限

令和 8 年 8 月末日

※現況届と一緒にご提出ください。

あなたが「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出した場合に、

免除が可能な期間は、令和 8 年 1 1 月 から 令和 9 年 1 0 月 までです。

提出・問合せ先

北区子ども未来課子育て給付係（区役所第 1 庁舎 2 階 6 番窓口）
〒114-8508 北区王子本町1-15-22 電話 03-3908-9096（直通）
（土・日・祝日を除く午前 8 時半から午後 5 時まで）